

○住宅宿泊事業法施行条例

平成三十年三月二十二日三重県条例第二号

住宅宿泊事業法施行条例をここに公布します。

住宅宿泊事業法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。）第十八条の規定に基づき、住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間について定めるほか、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「住宅」とは、法第二条第一項に規定する家屋をいう。

2 この条例において「住宅宿泊事業」とは、法第二条第三項に規定する事業をいう。

(届出書に添付する書類)

第三条 法第三条第一項又は第四項の届出をしようとする者は、同条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類のほか、知事が別に定める書類を添付しなければならない。

(住宅宿泊事業の実施を制限する区域及び期間)

第四条 法第十八条の条例で定める区域及び実施を制限する期間は、次の上欄に掲げる市町のうち、中欄に掲げる区域ごとに、下欄に掲げる期間とする。

市町	区域	期間
津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町、同郡川越町、多気郡多気町、同郡明和町、同郡大台町、度会郡玉城町、同郡度会町、同郡大紀町、同郡	学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大 学を除く。）、就学前の子どもに関 する教育、保育等の総合的な提供の 推進に関する法律（平成十八年法律 第七十七号）第二条第七項に規定す る幼保連携型認定こども園及び児童 福祉法（昭和二十二年法律第六十 四号）第七条第一項に規定する施設 のうち保育所（これらのうち知事が	三重県教育委員会規則、各市 町教育委員会規則、各私立学 校学則等に規定する休業日を 除く日その他の当該学校等に おいて授業及び保育を行う日 （知事が別に定める日を除 く。）

南伊勢町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町	指定するものを除く。以下この項において「学校等」という。)の敷地の周囲百十メートル以内の区域	
津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、鳥羽市、いなべ市、伊賀市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、同郡朝日町、同郡川越町、多気郡多気町、度会郡玉城町及び南牟婁郡御浜町	都市計画法（昭和四十三年法律第百一十号）第二章の規定に定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域（知事が指定する地域を除く。）	日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く日（知事が別に定める日を除く。）

2 住宅宿泊事業を実施しようとする住宅の敷地の一部が、前項の規定により制限を受ける区域内にある場合においては、当該敷地の全部について、前項の規定を適用する。

（委任）

第五条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。ただし、第三条、第五条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。